

令和5年10月5日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和5年10月5日(木)

午前10時開会

午前10時52分散会

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、川原慎一副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、白石純一委員、竹原信一委員、
大田基次委員、牟田学委員、木下孝行委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

市長 西平良将君
副市長 松崎裕介君
副市長 福島浩君
教育長 中野正弘君
総務課長 中野貴文君
財政課長 猿楽浩士君
企画調整課長 尾塚禎久君
水産林務課長 園田豊君
商工観光課長 宮下雅行君
都市建設課長 池田英人君
教育総務課長 牧尾浩一君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)
- (2) 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)
- (3) 認定第3号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(交通災害共済特別会計)
- (4) 認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)
- (5) 認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)
- (6) 認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算認定について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

- 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- 認定第3号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- 認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- 認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- 認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

認定第1号から第6号までを一括して議題とします。

総括した質疑を行います。

通告のあった総括した質疑は配付したとおりです。

なお、質疑に当たっては、通告した内容に従って、通告の範囲内をお願いいたします。

また、質疑は一問一答の方式で行ってください。

それでは、配付した通告の順に質疑を行います。

初めに、白石純一委員の発言を許します。

白石純一委員

まず、1項目めとして主要事業の成果説明書7ページ2款1項8目の合同会社トラストバンク阿久根への出資についてお伺いします。

このページ、主要事業の説明書の1番下の段、現状と課題に、防災力の向上など再生可能エネルギー推進による事業効果について、周知啓発する必要があるとされています。

もちろん私も再生可能エネルギーの推進には賛成ですが、この事業に関しては、台風6号が接近した令和5年8月9日に市役所が停電しました。防災力が向上したという事業効果があったと言えるでしょうか。

御質問します。

西平市長

お答えをさせていただきますが、まずですね、今回、御2人の委員から令和4年度の決算審査について御質問いただいておりますが、総括質疑ということでございます。

この後も質問に答えさせていただくんですけども、その前に少しお話しさせていただきたいのが、それぞれ議員から質問がありました中身については、一部、一般質問の中身じゃないかというような話もちよっと考えられるところでございます。

決算審査の質問事項としては、少し違和感があるなというのを正直禁じ得ないところでございます。この当たりについては、決算審査の在り方について、今後議会でも御議論いただきたいと思いますけれども、当初予算に関する話であったり、その際には当初予算の議論の中で御質疑いただければいいことですし、また、令和5年度についての中身というのも少し含まれていたりするには、若干私も違和感を覚えます。あくまでも令和4年度の決算事項に関する審査でございますので、そういったことには議員の方々もぜひお心置きいただきながら聞いていただければと思うところでございます。

それでは、白石委員にお答えいたします。

地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業における防災力向上などの事業効果ということでございますが、市が、株式会社トラストバンク及び合同会社トラストバンク阿久根と連携して取り組んでおりますこの事業は、エネルギーの地産地消による地域内経済循環、防災力の向上、そして地域の脱炭素化などを目的としております。

令和5年度から設備の本格運用を開始したところでありますが、8月9日に台風6号接近の影響により市庁舎等において停電が発生したものであります。

その原因は、九州電力送配電の系統側で発生した地絡、いわゆる漏電、この事故の際に、今回の事業により整備したマイクログリッド施設側の保護装置がこの事故を検知し、動作したことによるものでございました。

当日の経過については、さきの一般質問でも説明しておりますので省略させていただきますと思います。

また、防災力の向上の観点から説明させていただきますが、今回の事業で整備しました地域内マイクログリッドとは、平常時は自営線内、いわゆるグリッド内、下位系統と言いますけれども、こちらの潮流を把握しながら、九州電力、いわゆる上位系統の送配電ネットワークとも接続をして、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステムのことを言います。いわゆる分散型エネルギーシステムのことです。つまり平常時は、太陽光などの再生可能エネルギー電源を有効活用しつつ、電力会社とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受けておりますが、大規模な災害などの非常時には、電力会社の送配電ネットワークから切り離され、その地域内の再エネ電源を主として、蓄電池などと組み合わせて自立的に電力供給が可能なグリッドとなっております。

この事業で整備しました地域内マイクログリッドは、既存の系統線を活用した防災力の向上にも資する分散型エネルギーシステムの典型的なモデルとなるものでありますが、今回の教訓をもとに、今後とも、マイクログリッド施設の安定的な運用が図れるよう努めてまいりたいと思っております。

白石純一委員

防災力が向上したかという点の質疑だったんですが、一般質問のような大変丁寧な御回答ありがとうございます。

令和4年度の事業なんですが、この事業の効果が、防災力向上という点で現実的には発揮されなかったということは事実ですので、その点をお伺いします。その問題、原因になった保護施設、その取替えが年末までされないということでしたけれども、今の予定もそのとおりなんですか。

濱田洋一委員長

白石委員、今回の総括質疑は4年度事業における質疑でありますので、今後の5年度以降のことは、この総括には当てはまらないと思うんですが。

白石純一委員

この事業は、市の事業ではなくて事業者の事業です。その恩恵を受けていた阿久根市が出資した事業で、当然のごとく期待していた防災力の向上、これが事業効果として得られなかった。したがって、事業者に対して保護施設の取替えを早急に市として求めるということは、事業成果上、事業の効果をより確実に発揮するために必要ではないかという視点から質問、質疑しております。

尾塚企画調整課長

ただいまの保護装置の交換についてですが、これにつきましては一定程度の停電時間が要するというので、先の一般質問でも答えたかと思いますが、予定どおり、今のところは年末、庁舎の閉庁日に行うことで計画されているところです。

白石純一委員

何日ぐらいをかけてということなんでしょうか。

尾塚企画調整課長

確かな期間というのは定かではありませんが、2日の予定だということです。

白石純一委員

2日でしたら2連休3連休でもできるわけですよね。それを年末までされないのを、ただ市役所として何も求めなかったのか。そして、台風がまだこれから来る可能性も十分高いんですけども、その辺りのリスクは十分に負っている、リスクは認識していながら、そのままにしておくことで、市長、大丈夫でしょうか。

尾塚企画調整課長

装置の交換について年末に行うことにつきましては、グリッド内6施設、庁舎につきましては、確かに今申されたとおり3連休とかあれば期間的には可能だと思いますが、ただし、その施設の中に風テラスあくねが入っております。風テラスの場合は、土日、祝日の場合も今後イベントが予定されています。ただ、年末にかけては休館となっておりますので、全施設合わせて交換ということを考えて、年末に交換作業をするということになっております。

それから、今後また、10月、11月中に台風が来るんじゃないか、そういうときはどうするのかというような御質問であります。それにつきましても、台風接近が予測される場合は、あらかじめトラストバンクの職員が阿久根に事前に常駐して対応するというのを伺っております。

白石純一委員

予測はして、こちらに詰めていることはできても、保護装置を変えない限り停電は起きうるわけですよね。それから対処をしなければいけない。当然、時間的な停電の時間は当然発生するわけですから、その辺りも考慮して、風テラスだけを例えば除いて、風テラスを除外してできないのか、そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

同じく成果説明書の118ページ、6款3項2目、稚魚放流事業についてですが、このページの現状と課題に、アワビ・アカウニについて、栽培漁業センターの閉鎖により種苗の供給ができなくなったと。種苗放流事業の在り方について検討していく必要があると記されています。

市は今後、栽培漁業センターの譲渡を計画されておられるようですが、その譲渡によりどのような効果を期待しておられますか。

西平市長

稚魚放流事業のアワビ・アカウニの取扱いにつきましては、北さつま漁協が実施しております事業への支援として、市がその経費の2分の1を補助する事業ということでございます。

そして、この事業は、令和4年度までは栽培漁業センターで種苗生産しました水産資源

で対応しておりましたが、委員御指摘のとおり、栽培漁業センターの閉鎖によりまして市による供給ができなくなっているところがございます。

この閉鎖後の供給元としましては、県内外の事業所等を調達元として、北さつま漁協との連携を図ってきております。

また、栽培漁業センターの譲渡によりどのような効果を期待するかということでございますが、現在、栽培漁業センターの公募の事務を進めております。

この公募においては、本市における水産業の振興、食のまちとしてのイメージの向上等情報発信につながる事業者の創意と工夫に基づいた提案を期待しながら事務を進めていくということで考えております。

白石純一委員

阿久根には、言うまでもなくイワシやキビナゴ、タカエビ、最近捕れなくなってるのか、華アジ。また、今祭り中でありますイセエビ、ウニなど阿久根のブランドといってもよいぐらいの魚種、地域資源がございます。

こうした阿久根古来の魚種に限らないんだと、今度の事業者は、特にこの古来の業種に限らない、お任せするんだという委員会での御答弁でした。

阿久根の漁師さんたちや阿久根のこの海が育てきた阿久根古来の魚種を守る、あるいはこの阿久根の漁場を守る、そうしたことは、今回の種苗生産の優先順位は決して高くないというイメージを私は持ったんですが、いかがでしょうか。

西平市長

漁業生産に関する優先順位というのをどうつけるかというのは、非常に難しい問題だとも認識をしております。

単純に種苗生産に対して支援していくということが漁業の支えになるかというところでもないですし、またこの後も出てきますけれども、漁業者の育成、あわせて阿久根の魚のブランドをどう高めていくかというのは、非常に大きな課題があるというふうに認識をしております。

と言いますのも、現在、「たからのまち」マネージャーの海の事業のほうで、上田勝彦さんといろいろ議論することがありますけれども、この水産業の衰退というのは、阿久根だけじゃなく、もう日本全体で始まっていて非常に難しい状況にあると。実際、阿久根の状況を見るとどこから手をつければいいのか分からないというのが今の現状だというのが認識としてございます。

そういった中で、今回、栽培漁業センターの閉鎖ということに踏み切ったわけですが、ただ閉鎖するだけじゃなく、活用できる民間事業者の創意工夫。これをしっかりと提案してもらった中で、阿久根の漁業の振興につなげていくということが大事だということも思っております。

先ほど申しておりますように、どこに優先順位をつけるというのは非常に大きな課題でありますので、どこかを落としている、あるいはどこかを上げている、そういった中での漁業の推進というのは考えていないところでございます。

全体的に均一して取り組んでいくという方針でございます。

白石純一委員

まさしくおっしゃるとおりだと思いますよ。ただその中で、難しい中でも、やはり阿久根の古来の魚種、阿久根の漁場、これを守る取組をまず第1優先順位とすることは、決し

て私はおかしくない、むしろそうすべきである。この施設が阿久根の市民の財産でありますから、やはり阿久根市民の利益になることが、やはり私は重要なのではないかなと考えます。

この項目について次の質疑ですが、この事業公募の前に、私は昨年第1回の新年度予算審査で、サウンディング調査というのをすべきではないか、してはどうかという提案をいたしました。

これは、この事業公募の前に、潜在的な事業候補者のニーズを伺い、その市場性を調査する。公民の対話の手法でございますが、これも公募条件の設定などに参考にできるわけです。それを公募で、サウンディング調査という手法を行って、公にこうした意見を聴取するという手法でございます。

全国の自治体で使われておりますが、昨年、私が御提案申し上げました後に、こうした手法はとられていませんか。

〔西平市長「関係しているですか。稚魚放流事業と」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

先ほど白石委員が質問されたときに、冒頭で私も話をしましたけれども、令和4年度の事業の中身ということではないかと思うんですが、そこら辺を踏まえた中での質疑をお願いしたいと思うんですが。

白石純一委員

栽培漁業センターを閉められたわけですよね。そのときに、こういう手法で、今後栽培漁業センターを活用していくということをももちろん行政も考えておられましたし、私もその時点で申し上げました。それを、その手法を取られていたかどうか、取られなかったのであれば取られなかったということを質疑しております。

当然、この令和4年度の事業の成果に直結するものだと思います。

園田水産林務課長

ただいま言われた手法については、当時、私もこの業務に携わっていなかった部分もあって、正直存じ上げない部分がございます。

ただし、今回の公募につきましては、一定の国の補助金が活用されており、各種こちらから要件を求めてそういう譲渡を、特に金銭が伴いますと、国への返還金も生じるということでございますので、無償譲渡というのを条件といたしまして、当初の目的、種苗生産というのを前提に、今後公募していきたいと考えております。

そういうこともございまして、現在、公募に当たっては、一定の事業者等からのよりよい提案があることを期待してございます。

そういうことで、事業者については、施設自体は無償譲渡いたしますが、経年劣化等がひどうございます。推定でも億前後の補修費が必要になるかと考えます。

そういうことでございますので、公募される事業者は、民間企業と想定した場合、やはり利益追求において、こちらの提案はある程度そういう施設の取扱いについての制限をお示しいたしまして、よりよい今後の産業振興、こちらについては、それぞれのよりよい提案をいただければと思っております。その中で、選考会で決めていきたいと考えております。

白石純一委員

今の御回答でサウンディングの公募調査はされなかったというふうに理解しました。

この水産漁業センター、この栽培事業ですね、今後、その民間事業者等と市は一緒に第三セクターなど、例えば、食肉流通センターが大変成功した例だと思っています。そうした形で市が出資して経営に関わるといようなことは全く考えていらっしゃらないでしょうか。

園田水産林務課長

現在のところそういう取扱いは考えておりません。

白石純一委員

先ほど申したようにですね、食肉加工センターが、食肉センターが成功しているというのは、市も出資し、民間と一緒に知恵を出し合っ、阿久根の産業振興のために尽くしてきた結果だと思います。

ぜひこの栽培漁業センターの活用についてもそういったことも検討に値するのかと私は思いますので、御検討をいただければと思います。

続きまして、次の項目ですが、121ページ、6款3項2目、漁業後継者就業支援交付金についてですが、交付金の交付要件を満たす漁業後継者が非常に少ない状況のため、制度の見直しを検討する必要があるとございますが、魚家、漁師の家ですね、漁家の後継者以外の新規就業者を広く全国に募集する事業等は考えられないのでしょうか。

西平市長

漁業後継者就業支援に関する事業につきまして、平成28年度にスタートし、これは令和4年度までに8名の方が新規就業されているところでございます。

この8名の新規就業者につきましては、いずれも市内で漁業を営まれる漁家の後継者であり、現在いずれも市内で操業に励んでいらっしゃるところでございます。

なお、この事業の対象者としましては、漁業後継者として家業を継承する方または新たに漁業経営を開始する方となっており、就業後は本市に住所を有していることを要件としております。

したがいまして、市外の方でも本市での漁業就業を希望される場合は、支援対象者となっております。ただし、漁業経営に関しましては、漁船や漁具など初期投資が大きいということから、魚家の出身でなければ一定の自己資金が必要とされているところであります。今後、これらの対応策も含めまして、新たな就業者が参入しやすくなるような要件の見直しも検討しながら、新規就業者の確保に努めてまいりたいと思っております。

白石純一委員

所管課の調査のときに申し上げましたが、東京のサラリーマンの方で、脱サラされて、県内で独立して漁師になられ、成功されていらっしゃる方もおられます。

ぜひ、そういう方にも、例えばヒアリング等もしてですね、どういうところを改善していけば、よりそうした、いわゆる漁師の後継者じゃない方でも漁師を始められるんだというようなことを、この事業で推進できるようにしていただければと思います。

次の項目ですけれども、8款5項1目、主要事業の成果説明書154ページ。令和4年度で事業完了しましたが、これ一般質問でも申し上げましたが、効果はかなり表れていると思っております。

したがいまして継続すべきであったと考えますが、時限事業だったからといってやめなければならぬ、その年で、次の年にやらなくてもいいということではありませんので、令和5年度で事業を継続しなかった、継続という言い方はおかしいかもしれませんけれど

も、事業自体が時限であればですね。では、令和5年度で事業をされなかった理由を教えてください。

西平市長

このことにつきましては一般質問でもお答えしたとおりでございますので、中身については、ほぼ重複するのでそこは御了承いただきたいと思います。

この空き家改修事業についてですが、空き家の有効活用による本市への移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家を改修しようとする方に対して補助金を交付する事業を令和2年度から4年度までの3年間で期限として実施をしてきたものでございました。

この実績としましては、3年間で48件の活用がありました。一定の成果があったものと考えております。

事業期間を3年とした理由でありますけれども、一つの事業の効果を見るためには、一定程度実施してみなければ判断できないとの考えから3年と設定したところでございます。

また、同時に、市内におきましては、空き家の中でも倒壊の恐れのある危険空き家の問題も顕著となっております。

これは議会の一般質問等でも議論になってきたところでございました。

この危険空き家をそのまま放置しておくということは、市民の良好な生活環境にも多大な影響を与えるだけでなく、市のまちづくり推進にとっても大きな弊害になると考えたことから、この危険空き家を減らすことも重要と考えまして、令和5年度からは危険空家解体に対する補助金の上乗せを行い、危険空き家を減らすために事業を推進したところでございます。

白石純一委員

おっしゃることも当然だと思いますけれども、危険空き家を減らすことと空き家を利活用すること、二者択一ではないはずですよ。両方当然大事な事業だと思いますので。

じゃあ、今後、市長も新たな空き家対策、利活用の対策を今計画され、考えているんだと一般質問でもおっしゃいました。それも大変いいことだと思いますし、だからといって新しい空き家利活用事業を始めるに当たって、今度は危険空き家の解体をやめるのかと、そういうわけではないと思うんですよ。

ですから、効果が私にはあったと、3年間見て効果があったと、たぶん行政サイドも見ていらっしゃると思いますので、効果があった事業を、時限だったからゼロに戻すということではなくて、新たな事業を行うまで空白が出ないように、新たな事業を開始まで令和5年度も行うべきではなかったかと。

そして、あるいは、新たな事業を始められるのであれば、時限事業終了後すぐに始められるように、第2弾をより早く計画をされて、空白がないように進めるべきだったのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

西平市長

空白がないように進めるべきだったということでございますが、確かにそれは一理あると思います。ただ昨年、市長選挙があったこともありまして、私自身、公約の中に「たからのまち」マネージャーを活用して、この移住定住、空き家改修を含めた促進をやろうとしていくときには、とてもじゃないですけども、そこを先にやるということはなかなかできないと思っていました。

そこもあって、市長選挙を踏まえて、事業の計画を行い、そしてまたその中で、「たか

らのまち」マネージャーの空き家、移住定住、この担当の方を踏まえて、事業計画をつくっていかうと思ったところでございます。

ですので、議員がおっしゃるように空白ができたのは、結果としてはそのようになってしまいますけれども、決して空き家改修をしていかないということではないですし、そしてまた、財源も限られておりますので、その中でいかに効果的に、そして今後まちづくりを進めていく上でも、特徴的な空き家改修、ほかから見ても、ここに移住して来たいなど思えるような改修に傾注するべきだということから、見送っているというところもでございます。

1日も早い再開を望む声があるのは、私もいろいろとお話を伺っているところでございますが、そういう趣旨を御理解の上、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

白石純一委員

以上です。

ありがとうございました。

濱田洋一委員長

次に、渡辺久原議員の発言を許します。

渡辺久治委員

主要事業の成果説明書の141ページ、7款1項3目、寺島宗則旧家保存活用事業についてお伺いします。

市長は、建物の前所有者が市と合意の下に、記念館内において置かせていただいている仏壇について、6月や9月における定例会一般質問の答弁の中で、市長の御認識が甚だぐらぐらして定まっていないのではないかという関係者の懸念を私は直接聞いております。

このままでは、市長と前所有者の英断によって、現在非常に順調に進行し、盛り上がりつつあるこの事業に差し障りが生ずるのではないかとの御懸念があります。

そこで改めて、この件に関する市長の御認識を伺います。

端的に伺います。

まず第1点、土地と建物の買入れについてですけれども、土地の買入れについては。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

一問一答ですので。

〔渡辺久治委員「一問めです」と呼ぶ〕

通告は、最初質疑いただいたのが、質疑じゃないですか。

〔渡辺久治委員「それは質疑じゃないです」と呼ぶ〕

通告されていないですよ。通告された内で質疑をいただければと思うんですが。

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員

仏壇に関して。そうですか、じゃあ分かりました。

濱田洋一委員長

はい。

渡辺久治委員

仏壇に関して、あの仏壇の中には、前所有者の松木家の先祖の方々の位牌が安置されて

おります。そして、その中には松木公安、本人、寺島宗則ですね。それと妻、モト、これの位牌も含まれております。これは、記念館を訪れる方々のあの仏壇が残されたの見て非常に興味を注がれ、とても喜ばれています。

寺島宗則は14歳で元服してから寺島家を起こすまでの20数年の間、あそこの当主でした、あの家ですね。そういう意味では、寺島宗則記念館の中に今の仏壇があるということは、歴史的価値を彷彿させ、文化的価値を増加させるという観点からも、記念館の中に置いておくことがふさわしいと私は考えております。

そして、年に1回の法要、これも行っております。これは、記念館の管理の時間外に市の許可をとって、市にちゃんと許可をとってやっているんですけども、年に1回ですね。そのことに関して何か、市民にとって不利益があるでしょうか。

濱田洋一委員長

渡辺委員、今言われたことは理解いたしますが、通告にありますとおり、市が所有していない物品が置かれているが、その取扱いについて。

渡辺久治委員

所有していない仏壇が置かれていますから、そのことについて聞いているんじゃないですか。

濱田洋一委員長

その取扱いについてどのように考えているかということによろしいですかね。

渡辺久治委員

はい。

それに対して何か不利益があったでしょうかと今、聞いてるんじゃないですか。

それは質問になってないですか。

4年度もあつたんですから、その仏壇は。

何か不利益がありましたかということ聞いてるんですよ。それに答えてくださいよ。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

通告どおりに。

渡辺久治委員

通告のとおりじゃないですか。

濱田洋一委員長

渡辺委員、よろしいですか。

通告どおりの質疑を、最後は締めていただければと思います。

物品が置かれているが、その取扱いについてどのように考えているかということによろしいですか。

渡辺久治委員

そうです。

濱田洋一委員長

それをちょっと、発言できますか。

渡辺久治委員

何か不都合がありましたかということ聞いております。

じゃあ4年度でいいですよ、4年度は何か不都合がありましたか。

濱田洋一委員長

不都合というよりも、取扱いについてどのように考えているかと。不都合があるかないかじゃなくて。

そのことについて、これでよろしいですか。この通告どおりでよろしいですか。

〔竹原信一委員「一応答弁してもらって、2問目で発言したら」と呼ぶ〕

竹原委員はお静かにお願いします。

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員

この委員会の中で、これに関して2人の議員の質問もありました。それもあから、これ関係してるんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

休憩します。

(休憩 午前10時36分～午前10時38分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

渡辺久治委員

今の質問はいかがでしたか、先ほどの質問。

濱田洋一委員長

市長は、通告の内容に従って答弁をお願いします

西平市長

通告に従いましてお答えさせていただきます。

さきの第3回定例市議会の一般質問でもお答えいたしました。寺島宗則旧家の土地・建物の売買契約時に、前所有者から、仏壇はそのまま置いてほしいとの要望を受け、市としても円滑に記念館の整備を進めるため、これを認め、現在も仏壇などが保管されている状況でございます。

このことについては、土地・建物の売買契約時に前所有者から示され、市が了承した事項について、令和2年3月に、所管である商工観光課において、担当者の異動等があっても引き継ぐべき内容を寺島旧家に関する覚書として取りまとめ、前所有者と共有しているところであります。

これまでの一般質問等において、仏壇の移転等について御指摘いただいておりますが、これらの経緯を踏まえると、市としては強制的に仏壇の移転を行うことは難しいと考えており、引き続き、前所有者や記念館の管理業務の受託者と議会での議論を共有しながら、記念館の円滑な管理に努めてまいります。

渡辺久治委員

今、申し上げられた、覚書等の内容を遵守すること、そして誠意を持って約束事を守っていただきたいということを、これはもちろん私は守ると思っておりますけれども、そのことを、これは市長の首長としての資質に関する重要なことでもありますので、そのことを守って、維持していただくということで、私の質問をこれで終わります。

木下孝行委員

4番委員の今の最後のお願いは、ちょっと不適切だと思うんですよ。

寺島の管理に関わってる方であるわけで、強要する部分は省いたほうがいいと思いますよ、発言の部分。お願いをしたわけだから、強い。それはちょっと不適切だと思います。利害関係者に当たるわけですから。

濱田洋一委員長

それでは以上で、認定第1号から第6号までの総括した質疑を終結します。

〔執行部退室〕

それでは、質疑が終了しましたので、採決に入ります。

休憩いたします。

(休憩 午前10時41分～午前10時42分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

念のため申し上げます。

議題に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

○ 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

それでは、認定第1号を議題とします。

認定第1号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

竹原信一委員

決算審査の目的意義は、行政効果の客観的判断、そして今後の改善や反省事項の把握活用となっております。

監査委員の意見書には、今後より厳しい財政運営を強いられることを懸念する。あらゆる事業についての徹底した見直しの必要があると書かれております。

その意味で、この見直しの必要性について、幾つかの点を挙げさせていただきます。

まず、ウオーキング委託事業。

268名の参加者で300万円の委託費。これはもう不当です。ウオーキングですよ。宿泊、そういう接待ではありません。

次に、脇本海水浴場。

鍵の開閉に200万円。見積りを取ったという説明がございましたけれども、まるで自分で鍵を開けたり閉めたりしたことの無い人が見積りを取って決めてしまったようなこの金額でございます。呆れてものが言えない。

そして、オートキャンプ場。

これに幾ら今後かけていくのかと、開設開業までに聞いたら、計算していませんでした。言われて初めて足し算をして1億5000万円。しかも、運営の見通しは立てていない。運

営費に幾らかかるかも考えていない、計算していない。もうでたらめです。

牛之浜景勝地に至っては、30億円を見通しを立てて、運営の見通しもそれも立てていない。

事業をやるときには、まず作ってから運営がどうなるか、幾らかかるのかを計算してから逆算して、建設に幾らかけることができるのかをやるのが当たり前のことなんです。

阿久根市は本当に基本的なことができていません。センス自体が、鍵の開け閉めに幾らかけるのかさえ分からないような人たちが今も、この阿久根市、年間140億円もの運営をやっていると。

失敗するのは当たり前です。ことごとくできてない。

ポイントをしっかりと、このようなところから、もう小さいところに神は宿ると言います。隅々を見れない、隅々自分たちの精神性も含めて反省を行わないことには、建て直すことは絶対できません。今年も墜落します。

反対です。

濱田洋一委員長

反対討論ですね。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、認定第1号、令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定（一般会計）についてを採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。

認定第1号について、認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、認定第1号は認定すべきものと決しました。

○ 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第2号を議題とします。

認定第2号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第2号、令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

認定第2号は、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、認定すべきものと決しました。

○ **認定第3号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）**

濱田洋一委員長

次に、認定第3号を議題とします。

認定第3号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第3号、令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

認定第3号は、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、認定すべきものと決しました。

○ **認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）**

濱田洋一委員長

次に、認定第4号を議題とします。

認定第4号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第4号、令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

認定第4号は、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は、認定すべきものと決しました。

○ **認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）**

濱田洋一委員長

次に、認定第5号を議題とします。

認定第5号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第5号、令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決します。

認定第5号は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、認定すべきものと決しました。

○ 認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

次に、認定第6号を議題とします。

認定第6号について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、認定第6号、令和4年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

認定第6号は、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、決算特別委員会を閉会します。

（閉会 午前10時52分）

決算特別委員会委員長 濱田洋一